

#### 第 4 0 号 議 案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 3 4 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項及び第 4 項第 2 号中「第 3 5 条第 1 項第 3 号」を「第 3 5 条第 3 号」に改める。

第 1 5 条の 4 第 1 号中「1 0 0 分の 7 . 3 2」を「1 0 0 分の 7 . 2 5」に、「1 0 0 分の 5 6」を「1 0 0 分の 5 4」に改め、同条第 2 号中「3 万 9 , 0 0 0 円」を「3 万 9 , 9 0 0 円」に、「1 0 0 分の 4 4」を「1 0 0 分の 4 6」に改める。

第 1 5 条の 8 中「5 8 万円」を「6 1 万円」に改める。

第 1 5 条の 1 2 第 1 号中「1 0 0 分の 2 . 2 2」を「1 0 0 分の 2 . 2 4」に、「1 0 0 分の 5 6」を「1 0 0 分の 5 5」に改め、同条第 2 号中「1 万 2 , 0 0 0 円」を「1 万 2 , 3 0 0 円」に、「1 0 0 分の 4 4」を「1 0 0 分の 4 5」に改める。

第 1 6 条の 4 第 1 号中「1 0 0 分の 1 . 6 0」を「1 0 0 分の 1 . 6 9」に改める。

第 1 9 条の 2 各号列記以外の部分中「5 8 万円」を「6 1 万円」に改め、同条第 1 号ア中「2 万 7 , 3 0 0 円」を「2 万 7 , 9 3 0 円」に改め、同号イ中「8 , 4 0 0 円」を「8 , 6 1 0 円」に改め、同条第 2 号中「2 7 万 5 , 0 0 0 円」を「2 8 万円」に改め、同号ア中「1 万 9 , 5 0 0 円」を「1 万 9 , 9 5 0 円」に改め、同号イ中「6 , 0 0 0 円」を「6 , 1 5 0 円」に改め、同条第 3 号中「5 0 万円」を「5 1 万円」に改め、同

号ア中「 7 , 8 0 0 円」を「 7 , 9 8 0 円」に改め、同号イ中「 2 , 4 0 0 円」を「 2 , 4 6 0 円」に改める。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例第 1 5 条の 4、第 1 5 条の 8、第 1 5 条の 1 2、第 1 6 条の 4 及び第 1 9 条の 2 の規定は、平成 3 1 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 3 0 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

( 提案理由 )

保険料率を改定するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。